

## 入札等に関する有識者会議（令和4年度第1回）議事要旨

### 【入札制度（工事）概要について】

事務局より、建設工事に係る本市の入札制度の概要を説明。（資料2）

### 【抽出の対象とする案件の報告】

初回の抽出担当として事務局が小池委員を指名した旨を説明。小池委員より、令和3年8月から令和3年11月までの発注工事から制限付一般競争入札案件3件について抽出した旨、その理由を含めて説明。

### 【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 行仁小学校グラウンド整備工事（設計施工：建設部開発管理課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料3）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 関連工事として、もし分かればお答えいただきたい。「行仁小学校グラウンド施設工事」について別に発注しているが、本工事との違いは何か。また、2つの工事は参加者数が多く、落札率が全く同じであるが、これは偶然起きたものか。</p>	<p>○ 本工事は、グラウンド部分のクレイ舗装が主要工種。一見砂を均しただけに見えるが、混合剤を混ぜ込み、弾力性及び排水性を高めている。</p> <p>一方、グラウンド施設工事については、グラウンド周辺の防球ネットや国旗掲揚塔、手洗い場といった周辺施設の整備を内容とする。</p> <p>参加者数が多く落札率が低かった理由としては、同時期で3番目に規模が大きかった工事であり、かつ用地内に障害物等がなく、一般車両の通行等がない場所での工事であることから、他工事と比較して施工しやすい環境にあったためと推察する。</p> <p>よって、事業者は受注意欲が高まり、土木一式工事の平均参加者数は4.5者だが、本案件は11者の参加となったものとする。</p> <p>また、グラウンド施設工事についても同様に、規模が大きく他工事等との調整がないことから受注意欲が高まったものと推測される。</p>

<p>② グラウンド整備工事とグラウンド施設工事とで、同じ業者が応札しているのか。</p> <p>③ 両工事について落札率が同じであるのは偶然なのか。応札価格にバラつきが少ないように思われるが。</p> <p>④ 別の自治体において本会議と同様の会に参加しているが、応札額にバラつきが少ない案件もあり、会津若松市も同様だと思ったところ。</p> <p>同じ積算ソフトを使用している場合もあるし、「相場感」のようなものがあって類似の金額で応札する場合もあると考える。</p> <p>○ 大きな金額の案件に競争性をもって応札いただいたのはよいこと。だが、ほぼ予定価格と同額で応札している業者もおり、当該者以外が失格になれば落札者となってしまう。その場合、落札額が1,000万円変わってくるの</p>	<p>○ 参考資料1「会津若松市建設工事発注基準」のとおり、両工事は「土木一式工事④」に該当し、資格総合点数750点以上の技術力の高い業者が参加できる。</p> <p>具体的にはグラウンド整備工事に参加した11者中8者がグラウンド施設工事にも応札している。</p> <p>○ 工種別の入札結果のとおり、令和3年度における土木一式の平均落札率は91.48%。一方、両工事の落札率は88.9%で平均と比較すると低い数字であった。</p> <p>主要工種であるクレイ舗装の施工については体育施設整備を専門とする業者との下請契約が必要であり、元請である受注者の創意工夫できる部分が少ないことから、結果として似通った応札額になったものと推察する。</p> <p>同様にグラウンド施設工事についても、防球ネット等資材等の仕入れ先が限られるものと推測され、結果としてバラつきの少ない応札額となっていると考えられる。</p>
---	--

<p>で市民目線では意見が出るところだと考える。</p> <p>これを規制するすべはなく、調べたところ年間1～2件程度しか発生していないものだが、金額の大きな案件においては何らかの対応ができないものか。意見として述べておく。</p>	
--	--

○No.2 会津若松工業団地ポンプ場 電気設備改修工事（設計施工：財務部公共施設管理課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料3）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 6者応札中、5者が失格となっている。予定価格を事前公表しているために、応札者は最低制限価格を類推できるのではないか。</p>	<p>○ 電気工事の中では2番目に予定価格が高い案件であり、受注意欲が高まって競争性が高くなったものと推察する。</p>
<p>② 落札者は大手業者だが、応札はしたものの本気で落札するつもりがなかったと思われる応札額である。最も応札額が低い方の応札率が89.4%であり、最低制限価格の率合いが90.5%。本案件は最低制限価格が高めだったように思われる。</p> <p>最低制限価格にはランダム係数が導入されているが、どの程度動くのか。</p>	<p>○ 本市では、最低制限価格を国の基準に準じて積算し、電子入札システム上で最後にランダム係数を乗じて決定している。ランダム係数の範囲は1%である。</p>
<p>③ 仮に1%低ければ89.5%だったので、他業者が失格にならなかった可能性もある。ランダム係数を導入している自治体は全国にどの程度存在するのか。</p>	<p>○ 電子入札システムの基本となる部分は、国が作ったものであるが、ランダム係数をどの程度の自治体が導入しているかについては把握していない。</p>
<p>④ 下回ると直ちに失格する「最低制限価格」制度ではなく、「低入札価格調査」制度の本市での導入状況は。</p>	<p>○ 予定価格が130万円超の工事については最低制限価格を導入しているところだが、予定価格が1億5,000万円以上の総合評価落札者決定方式適用の案件については、低入札価格調査制度としている。これは、総合評価方式については</p>

<p>⑤ 他自治体では、例えば予定価格 3,000 万円以上の案件で低入札価格調査を行っている。適用範囲を拡大する考え方があってもよいのでは。</p> <p>⑥ 業者の競争環境・経済状況によっても変わってくるので、一概には言えないところ。</p> <p>⑦ 総合評価落札者決定方式を拡大する考えは。工事の品質についても加味する制度であり、拡大を検討すべきと考える。</p> <p>⑦ 「簡易型」であっても過去の実績を加味する。普段から工事成績を上げる等品質を高める努力を評価するものであり、その部分だけ</p>	<p>地方自治法施行令により、最低制限価格制度を適用できないため。</p> <p>ただし、低入札価格調査制度においてもダンピング防止のため失格基準価格を設けているところ。</p> <p>○ 本市のダンピング対策としては、当初最低制限価格ではなく低入札調査基準価格を導入していた。しかし、発注総額が減少し競争が激化する中で、年間 230～250 件程度の入札の大部分が低入札価格調査を必要とする結果になってしまった。</p> <p>市及び受注者双方の事務負担の軽減という観点から、最低制限価格制度へと変更した経過がある。</p> <p>○ 総合評価落札者決定方式導入時、「簡易型」「標準型」等の型式を検討したところ。その際、国及び先行自治体の状況などを確認し、一般的に「簡易型」のデメリットは落札者に偏りが出るとの指摘もあったことから、品質と価格のバランスにより落札者を決定するという制度の趣旨を踏まえ「標準型」を導入した経過がある。</p> <p>「標準型」は技術提案を伴う形式であることから、技術的工夫の余地があるのは一定程度金額が大きい案件であろうと考え、地方自治体の議決案件に該当する予定価格 1 億 5,000 万円以上を適用案件としてきたもの。</p>
---	---

であっても重要であると考え。

⑧ 事前公表している予定価格とこれまでの落札率から勘案して応札してしまう業者を防ぐために、ランダム係数を導入せざるを得ないのかもしれないが、類似都市と比較して、制度の検討を行うべきである。予定価格と同額の応札者が増加するようであれば、予定価格の公表時期を検討すべきである。

⑨ この規模の案件まで低入札価格調査制度を導入すると負担が大きくなるだろう。年間1～2件程度であれば許容ではないか。増加が目立つようであれば、検討が必要だと考える。

⑩ 追手町第二庁舎電気設備工事では、失格者は何者あったのか。電気工事は競争が激化しているように思われるが。

⑪ 入札時に添付された工事費内訳書について、中身の審査は行っているのか。

⑫ 計算が合っているかの確認はしても、その積算内容がこの工事に適切かどうかは分からないということか。

○ 応札5者中3者失格だった。

○ 平成26年度の適正化法改正により、応札者全員に工事費内訳書提出が義務付けられたが、内訳書の様式については各自治体に委ねられている。本市では、内訳書の一部について単価まで記載いただいているところ。

積算の内訳の確認は行っているが、単価そのものが適切かどうかまでの審査は困難であり、行っていない。

○ 工事着手前には、施工課において積算内容の確認をしており、その意味では二重に確認をしていると認識している。

○No.3 市道幹 I - 8 号線道路照明施設設置工事（設計施工：建設部道路課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料3）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 予定価格が比較的小さい案件だが、落札率が低い理由をどう考えるか。</p> <p>② 最低制限価格は 85.9%と低く、そういう工事内容であるということ。競争性が働いたと捉えている。</p> <p>③ 無効となった業者は、何故そうなのか。</p>	<p>○ 新設工事かつ工事内容が比較的容易であったためと推察する。</p> <p>○ 同日かつ先の時間に開札した「追手町第二庁舎電気設備工事」についても落札候補者となり、技術者の配置が困難であることの申し出を受けたもの。</p>

#### 【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和3年12月から令和4年3月までに契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況について報告（資料4、資料5、資料6）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 入札参加停止措置の運用状況について、期間設定の根拠も同ページに明示した方がよい。</p>	

#### 【その他】

- 次回の抽出事案の担当は、見玉座長とする。
- 令和4年度第2回の会議は11月から12月頃の開催を予定。